



証 人 調 書

(この調書は、第5回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事 件 の 表 示	平成26年(ワ)第29256号 平成27年(ワ)第25495号
期 日	平成29年11月13日 午前10時00分
氏 名	紺野泰弘
年 齢	33歳
住 所	東京都板橋区 [REDACTED]
宣誓その他の状況	裁判長は、宣誓の趣旨を説明し、証人が偽証をした場合の罰を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。 後に尋問されることになっている証人は在廷しない。

陳 述 の 要 領

別紙反訳書のとおり

以上

せん
宣

せい
誓

りょうしん したが しんじつ の なにごと
良心に従って真実を述べ、何事

かく いつわ の
も隠さず、偽りを述べないことを

ちか
誓います。

氏名 糸野泰弘



被告（反訴原告）代理人（阿部）

乙第51号証（職務経歴書）を示す

この職務経歴書は、証人の経歴を記載したものでよろしいでしょうか。

はい、間違いありません。

乙第2号証（板橋区ホタル生態環境館のホタル等生息調査結果と元飼育担当職員の報告数との乖離について（報告））を示す

板橋区ホタル生態環境館のホタル等生育調査結果と元飼育担当職員の報告数との乖離についての報告というものですが、この作成に証人はかかわりましたでしょうか。

はい、携わりました。上司から数値とかをいただいたものを、機械的にグラフや表にした程度です。

乙第47号証（「照会の回答書と照会申出書の同一証明」から始まる書面）を示す

乙47号証は弁護士会の同一証明というのから始まりますが、途中で、弁護士法23条の2に基づく照会について（回答）ということで、板橋区資源環境部環境課長の長谷川さんのお名前で、東京弁護士会宛ての回答書が作られています。この回答書の作成については、かかわりましたか。

はい、この回答書の作成について、資料、情報の収集等をしまして、文の原案の案の作成ですね、作成をして、上司の係長に渡しております。

この回答書部分の一番最後のページ、10ページのところ、第3のQ2、クエスチョン2に対する回答部分、アンサーの2というところ、ここでは、なお書きのところで、平成26年にホタル生態環境館で採取したゲンジボタル11匹から関西方面の遺伝子が確認された、このことから、平成26年に至るまで、福島で捕獲された蛍の累代飼育が実施されていたと評価することは困難であるということ、この回答書が作られた今年の10月6日の時点で答えられてますが、この内容で間違いありませんでしたか。

はい、累代飼育についての客観的な証拠は、区は有していないということ
ことです。

同じ回答書の3ページ、質問の第1の2(3)のクエスチョンの2、クエス
チョンの3で、累代飼育が行われていたと言えますかと、こういう質問に対
して、客観的証拠を区が有していないため不明であると、こういうようなお
答えになってますが、先ほどの御証言からすると、これは累代飼育を裏づけ
る積極的な証拠、客観的な証拠がないと、こういう意味で答えられてるとい
う理解でよろしいですか。

はい、そのとおりです。

乙第2号証(板橋区ホテル生態環境館のホテル等生息調査結果と元飼育担当職員の
報告数との乖離について(報告))を示す

乙2号証の27ページ、この報告書の総括というところの部分で、ホテル生
態環境館の虫は、外部から人為的移動により持ち込まれ、累代飼育も行われ
ていなかったものと考えられるというふうに総括されてますが、これは、先
ほどの回答書の結論と同様というふうに理解すればよろしいのでしょうか。

この報告書の作成、文書の作成に携わってないので、この報告書のこ
とは分からないんですが、先ほどの回答書についてはそのとおりです。

甲203号証の阿部宣男さんの陳述書、これは目を通されましたか。

はい。

阿部さんのこの陳述書では、生息数の調査、これは平成26年1月27日に
行われたものですが、これについて幾つか述べられています。ここでは、調査
がずさんで、幼虫は当時6ミリから8ミリだと、したがって、流されたり、
あるいはつぶされたというような批判をされていますが、この点について、
証人はどういうふうに認識されていますか。

私は調査に部長や課長の命令で、何かあったときには対応要員として
現地に行きました。現地では朝の9時から11時ぐらいまで、まず何

ですか、採取を行って、その後、場所を移して、夕方ぐらいまで、その採取した泥のようなものですかね、その中身に蛍とかカワニナとかですかね、そういったものがないかどうかについて確認する作業を行ってる調査でした。私が見ている中で、せせらぎの採取の中で、区の職員でない人が一生懸命、動画を撮ってました。動画を撮ってる中で、近くて区の職員とか委託事業者の20センチ程度ぐらいまで、私はスマートフォンだったと思うんですね。スマートフォンを近づけて撮影しておりましたが、特に何か蛍が流されているというようなことは、言うてはいなかったと記憶してます。その場所を移して、蛍とかカワニナ、カワニナの中に蛍がないかどうかとか、採取したものの中に蛍がないかどうかを調べてるときにも、その動画を撮ってる方いらっしやいましたけど、私がちょっと記憶に残ってるのが、カワニナの中に蛍がいるかどうかを、スポットを使って確認してたんですが、その動画を撮ってる方が、スポットを何で使わないんだと、スポットを使わないと、蛍の幼虫が見えないじゃないかというところで質問をしてたんですが、実際にスポットを使ってるところを見てたので、何でこういう質問をするのかなってというのが、非常に疑問に思ったのが印象に持っております。

その調査、生息数の調査に当たって使ったサーバーネットというんですか、それは、目合いがどの程度のものだったんですか。

サーバーネットは、一辺が25センチの四角い支柱にネットがされてて、目合いは0.5ミリです。

0.5ミリということであれば、1ミリの太さのものも通らない、そういう非常に細かいものだと、こういう理解でいいんですか。

そうです、0.5ミリのなので、1ミリのものであれば通らないと思います。

その調査では幼虫が2匹確認されたと、ただ、その年の夏、せせらぎでは、今、幼虫2匹というのはゲンジボタルですが、ゲンジは60匹というふうには確認されて、最終的にはゲンジとヘイケで、その年の夏は211匹、例年だと2万匹というふうに言われてたんで、100分の1程度の数字と、これについて原告のほうは、自然教育センターの管理が悪いからだ、というような主張もされてるんですが、その点については、どういうふうに認識されてますか。

平成26年の2月から、委託が自然教育研究センターというところにかかりました。先ほど調査をした会社ですね。そこにかかりまして、毎日、区の職員が朝から夕方までそこにいて、業務を見ている状況でした。担当の職員、私が窓口のようなかわり、窓口のような業務をしてたんですけども、私も月に三、四回は、現地に行って見ておりました。特に何かずさんなことをしてるというような印象はございませんし、2日に一遍程度は、ホテル施設のその自然教育研究センターの職員から何かしら区に対して、問題があった場合とかは連絡がありました。課題があれば、その課題について説明がありますし、何か課題が対応したのであれば、どういうふうに対応したのかどうかまでも細かく説明を受けておりました。私の印象では、26年の2月にその自然教育センターに委託が移ってから、過去は阿部さんが管理してたころは、ゴキブリとか猫の糞尿が多くて、その自然教育センターさんのほうも、まず掃除、猫の糞尿、掃除とか、クロゴキブリっていうんですかね、その駆除が大変だったという話を聞いております。

そうすると、その自然センターの管理には、特段問題はなかったと、こういう御認識だったと。

はい、なかったと認識しております。

DNAの鑑定のほうについて伺います。このDNAの分布による調査、これ

をしようということになって、分布図を作成された鈴木浩文さんという方と証人はお会いしていますね。

会ってます、はい。

鈴木さんのアドバイスを受けて、板橋区としては、このホテル館の蛍のDNA、これを鑑定してみようと、こういうことになったわけですね。

そうですね、はい。

乙第2号証（板橋区ホテル生態環境館のホテル等生息調査結果と元飼育担当職員の報告数との乖離について（報告））を示す

蛍の採取について伺います。乙2号証の23ページ、表7、これはゲンジボタルのサンプル及びDNA調査結果ということで、一番上の欄を見ると、例えば6月1日から14日に6匹のゲンジボタル、これが確認されて、羽化が確認されて、その中の1匹を検体に当てたと、こういう理解でよろしいですね。

はい、そのとおりです。

これについては原告のほうから、自然教育センターの業務日誌を調べてみると、6月1日から14日の間には6匹のゲンジボタルの発生が、羽化が確認されてないと、数にそごがあつて、むしろそのそごしている、食い違つて数字は自然教育センターが蛍を持ち込んだ疑惑があると、こういう主張をされてますね。それは知ってますね。

読みました、はい。

乙第53号証（板橋区ホテル生態環境館ビオトープ（実験水路）管理およびホテル飼育・水質管理検査業務月間活動報告書）を示す

これは、どういうものでしょうか。

これは自然教育研究センターに対して区から、この件名のと通りの業務委託をしております、この毎月の報告書ですね。業務報告書を受領しております、その報告書になります。

この乙53号証の表紙から数えて3枚目、ここに、この6月分の蛍成虫の羽化確認の結果一覧というのが記載されてるわけですね。

はい。

これを見ると、6月1日から14日の間に、ゲンジのオスは6匹羽化してるということは、確認できるわけですね。

はい。

これ6月分ですが、6月以降も7月、8月と同じような報告書というのが提出されていたんでしょうか。

そうですね、そのほか羽化確認については、羽化確認した1日か2日後にはこれは更新されて、表のところだけ更新されて、メールとかで来ておりました。

じゃ、この乙53号証の3ページ目の表というのは、6月分を整理したのですが、羽化する都度に、1日か2日後には羽化しましたということで、表の更新をされたものが随時、区のほうに届いてたと、こういうことですね。

はい、そうです。

乙第2号証（板橋区ホテル生態環境館のホテル等生息調査結果と元飼育担当職員の報告数との乖離について（報告））を示す

そうすると、乙2号証の10ページ、ここに表4というのがあって、ここに雄のゲンジは6月1日から14日に6匹と、これは業務日誌とは合わないじゃないかと、こういう、だから、持ち込んだんではないかと、こういう指摘があるんですが、この表4というのが今示した乙53号証の報告書、日々報告される羽化の報告、こういうものに基づいて作成された一覧であるということですね。

はい、業務日誌のほうには、特に羽化確認について記載する項目がなかったんで、特にそちらでの記載を定めていませんでした。羽化確認の匹数についてはこの表4の、ごめんなさい、先ほどの報告書ですね、

のほうで確認しておりました。

甲第128号証（業務日誌）を示す

これが自然教育センターから届いていた業務日誌報告書ですが、蛍の羽化数については、特段ここで報告するというものにはなってなかったということなんですか。

はい、なってなくて、たまに担当が書く場合がありましたけど、その他の特記事項とか、その他業務のところ、たまに記載されている程度でした。

じゃ網羅されてるわけではないんですね、こちらは。

そうですね、はい。

そうすると、板橋区のほうで作られたこの乙2号証に基づくゲンジボタル、ヘイケの採取については、自然環境センターのほうできちっと数字を、羽化された蛍の数字を確認して、そこから検体をとって、そしてDNAの鑑定に回したと、こういう理解でよろしいですね。

はい、こちらの表4の作成は、私がかかわってないので何とも言えないんですけども、そういった認識でいいと思います。

その結果として先ほど冒頭で証言されたように、25代にわたる大熊町の蛍が最終的には確認はできなかったと、こういう結論ということですね。

乖離報告書の作成あるいは私、作成の文書のほうに携わってないので何とも言えないんですけど、25代全てにわたるっていう意味合いではなくて、あくまでも26年度の検体を採取してDNA検査をしましたので、その点については、累代飼育は行われてなかったというふうな認識でございます。

原告（反訴被告）代理人（細川）

まず乙51の職務経歴書を見ると、あなたは平成24年4月1日から平成28年3月31日まで、いわゆるホテル館で事務を担当したというふうにか

てありますけど、それでよろしいんですよ。

ホテル館・・・ホテル館の、ですね。

ホテル館の事務を担当したと、それでよろしいですよ。

はい。

そうすると、平成25年からのあり方検討会だとか、平成26年1月に行われた生息調査だとか、あと平成27年1月に出された乙2のいわゆる乖離報告書ですね、それについても関与してきたということによろしいですか。

先ほどのとおり、表の作成を行ったとか、そういうところですね。あり方検討会については、ほかの施設の視察っていうんですかね、それも一緒には行きましたけど。

乙2号証の乖離報告書について、ちょっと質問します。まず乖離報告書では、あり方検討会でホテル館のあり方を検討して、平成26年1月27日の生息調査を行ったというようなことが書いてあるんですけども、生息調査を行った直接の理由というのは何ですか。

私は、その決定にかかわってないので分かりません。

環境課としては、どのような理由だったというふうに認識してますか。

聞いている範囲では、平成25年ですか、蛍のあり方について検討をなささいというのが区の方で示されて、蛍の廃止を含めた検討ですね、そういった中で、実際にどの程度生物がそこにいるのかというのを確認する意味で、調査したというような認識です。

蛍の数を数えるために、生息調査を行ったということによろしいですか。

蛍とか、カワナとかですかね。

生物全般ということ。

そうですね、はい。

ちょっと確認ではあるんですけども、乙2の乖離報告書の中で、ホテル館で蛍の持ち込みがあったかのような疑惑が書いてありまして、そうすると、

生息調査の結果、蛍の数に疑惑が生じて、その結果、蛍の持ち込みがあったんじゃないかと、そういうような疑惑が生じてきたということによろしいですか。

そこは、私がかかわってないので分からないですね。その経緯については。

環境課としては、どのように認識してますか。

そこも細かく聞いたことは、ないですね。

あなたの上司、例えば山崎さんだとか井上さんだとかが、どういうふうに言っていたかということをお聞きですか。

部長や課長はあくまでも、何って言うんですかね、個室とかあったりしまして、そういった業務については余り、何ですかね、公にしてなかったもので、直接そういった中身を細かくは聞いたことはないです。

あなたは、知らなかったということなんですか。

はい。

持ち込みの疑惑について、さらに聞くんですけれども、環境課の立場としては、蛍の成虫の持ち込みがあったというふうに認識してるということによろしいですか。

乖離報告書読んだ限りは、そのように書いてありますね。

書いてあるというか、環境課として、そういう認識なのかどうかということなんですけれども。

環境課のほうの報告書なんで、そういう認識でいいと思います。

持ち込みがあったとするならば、環境課としては、いつ持ち込みがあったというふうに考えていますか。

分からないですね。それまでは明記されていないんじゃないですかね。

乙2の乖離報告書を見ると、夜間公開前に蛍の持ち込みの疑惑があったかのようなことが書かれてるんですけれども、それについて、環境課として、そ

のように考えてるということによろしいですか。

そうです、報告書にそういう記載があれば、そのとおりだと思います。

甲第139号証（平成26年（行ウ）第274号板橋区準備書面（7））を示す
甲139号証というのは、今回の原告阿部さんと、あと板橋区が残業代で訴訟をやってまして、そのときの区の側が出した準備書面です。これの2ページ目の下から4行目ぐらい、この数字は1月の推定数と乖離しているが、その原因は、1月の調査後に、ホテル施設に蛍が持ち込まれたことによるものであるというふうに書いてありますね。

はい。

こうなると、区の側としては、持ち込みは1月の、ここに書いてる調査というのは生息調査なんですけれども、1月の生息調査後に、持ち込まれたというふうに考えてるんじゃないんですか。

ごめんなさい、その書類自体、作成かかわってないので、分かりません、私は。

区の見解としては、どのように認識しておりますか。

区の見解としては、そのように書いてあるので、やっぱりそのようなとおりなんですかね。ちょっと分かりませんね。

環境課としては、どのように考えてますか。

その裁判自体は、総務課なんかになるんだと思うんですけど。

課が違くと、全く分からないという話になるんですか。

その作成に携わってないものについては、判断が私はできないんです。回答ができません。

私というか、課としてはどうですか。

課としての立場も、そのものについて聞いたこともないので、回答する立場にはないですね。

このようなことを区が、1月の後に持ち込みが、ホテル施設に蛍が持ち込ま

れたというふうに、区のほうがこのような準備書面を出してるんですけども、例えばこれ本当に持ち込まれたとしたら、ちゃんと調査が行われるはずだと思うんですけども、その点、環境課はちゃんと調査しましたか。

持ち込まれたとしての調査ですか。

生息調査以降、平成26年の1月の生息調査以降に、蛍が持ち込まれたかどうかということ、環境課として調査したのかどうかという質問です。

持ち込みのことについては、そもそも詳しくはないんで何とも言えないんですけど、1月以降に持ち込み、持ち込みでなくて、DNA検査をしたという認識ですね。平成26年度に採取した蛍をDNA検査したと、その中で、累代飼育とか、持ち込みについて確認するっていう認識になるのかなというふうには思いますけど。

1月以降、生息調査以降の持ち込みについては、調査は行っていないということなんですか。

持ち込みがあったかどうかという調査は、私のほうでは知らないですね。

環境課としても、知らないということですか。

環境課の立場、私は一般職なので、環境課の、何ていうんですかね、環境課の立場として答えることはできませんので。

乙第2号証（板橋区ホテル生態環境館のホテル等生息調査結果と元飼育担当職員の報告数との乖離について（報告））を示す

今度は乙2の乖離報告書に、夜間公開前と言っちゃいますけど、夜間公開前の蛍成虫の持ち込みについての疑惑が書かれてるので、それについてちょっと質問します。乙2号証の12ページ、ここで、真ん中辺、蛍持ち込みに関する調査というのがあって、これ関係者のヒアリング調査とあるんです。ここで関係者甲にヒアリングを行い、次の発言があったというようなことが書かれているんですけども、これ関係者甲って誰ですか。

私は知らないです。

知らない。

はい。

ヒアリングを行ったのは、あなたではないということなんですか。

私じゃないです。

乙第47号証（「照会の回答書と照会申出書の同一証明」から始まる書面）を示す
いわゆる回答書の下に8ページというのを書いてあるところがあるんですけども、
8ページの関係者にヒアリング等を行ったというふうに書いてあって、この関係者と、
恐らく先ほどの関係者甲って同一人物だと思うんですけども、こちらこの回答書を
基本的に、あなたはさっき、文書を作成したとおっしゃったけど。

作成しました。

この関係者って誰ですか。

分らないです。あくまでも乖離報告書の、情報収集の中に乖離報告書が
ございますので、それを見て、そういうふうに書きました。

これ関係者は誰かということ、例えばあなたが上司とかに確認したということ
はありませんか。

ないですね。

ただ、これを乖離報告書にこう書いてあったから、このまま回答書に書いた
ということなんですか。

そうですね、はい。

じゃ関係者によるヒアリングについては、あなたは一切関与してないということ
なんですか。

関与してません。

これ関与したのは誰ですか。

恐らく部長、課長だと思います、当時の。

当時の部長，課長は誰ですか。

山崎部長と井上課長か，その当時，26年だったから井上課長ですね。
山崎さんと井上さんということなんですね。

そうですね，はい。

山崎さんと井上さんのほうから，このヒアリングについての内容とか対応とか，そういうことは一切聞いてないんですか。

一切聞いてないです。この報告書でのみ見ただけです。

これ，もうただ，乙2をそのまま引き写しただけということなんですか。

そのとおりです。

ちょっとヒアリングについてなんですけれども，ヒアリングって，山崎部長とか井上課長がヒアリングをしてるところとかは，当時見たことありましたか。

その関係者の方ですか，記載されてる方は全く知らないです。

あなたは，全く関与してないということなんですか。

全く関与してないです，はい。

ヒアリングを何回行ったかとか，いつ行ったかということは御存じないんですか。

その記載された関係者ですかね。

関係者甲に対する。

その人を全く分からないので，回数等も知らないですね。報告書に書いてあるとおりの，電話とかって書いてあったと思いますよ。その程度しか知らないです。

電話自体は。

聞いてないですよ。

乙第2号証（板橋区ホテル生態環境館のホテル等生息調査結果と元飼育担当職員の報告数との乖離について（報告））を示す

乙2号証の16ページ、ここで関係者甲の発言の検証結果というのがあって、その後で、宅配業者丙に対して文書の調査依頼を行って回答を得た、また同じように平成26年6月3日に電話にてという、これも宅配業者に対する電話の調査ということによろしいですか。

そうですね、はい。

これ宅配業者って、どこの宅配業者ですか。

これは言っていないか、分からないんですけど。

少なくとも、あなたは知ってるということなんですか。

上司からそういう依頼を業者にしたので、伝票の写しを持ってきてくれていうことで、通知文を持って伺いました。

この宅配業者に対する調査というか、これは、あなたがやったということなんですか。

いや、あくまでも上司が通知とか相手方に話をつけてるので、その文書だけ持ってとりに行ってこいというところで、行っただけです。

この文書の内容なんですけども、これも乙2に書かれてるとおりなんですか。

もう一度読ませていただいて。

乙第2号証（板橋区ホテル生態環境館のホテル等生息調査結果と元飼育担当職員の報告数との乖離について（報告））を示す

これ文書は、どのような内容でしたか。ここに書いてある文書による調査依頼を行い、文書って、これ回答しか書いてないと思うんですが。

細かくは覚えてないんですけど、相手に対しての開示してくださいという調査依頼で、たしか品名何々とか文言とか書いてあって、これの該当する伝票、施設名ですかね、住所とかも、どこに届けられたものとかっていうのも書いてあったと思います。そういった文書だったと思います。

この乙2の16ページの下のほうの電話の調査もしてますよね。

私は知らないんです。

これは、紺野さんがやったわけではないんですか。

はい。

これは、誰がやったのかは分かりますか。

分らないです。

乙2に対して、環境課内部できちんと資料とかはあると思うんですけども、先ほどの関係者甲に対するヒアリングだとか、配達業者丙に対する文書の質問とか電話の質問について、これちゃんと報告書とかがって作成されてますか。

そのヒアリングの件に関しましては、携わってないので分らないです。文書の通知ですか、その文書の通知については起案文があると思いますので、それに通知文の案と、もしかしたら写しのコピーか何かも受用のほうで報告をしているかもしれないですね。

宅配業者丙に対する電話の調査については、どうですか。

電話、それも携わってないので分らないです。

こういうものって、例えばこういう乖離報告書というのは、きちんと対外的な発表する文書だと思うんですけども、そういう文書について、きちんと報告書とかがって作成されないものなんですか。

担当としては、私が作成したものではなくて、上級職、部長等々が行ってましたので、それがどうかどうか自体が私は分かってないっていうことで、その報告書自体が。

一般的にこういう文書を作るときに、報告書は作られるものなんですか、それとも作られないものなんですか。

ものによると思いますね。

今回ののが作られてるかどうかは、あなた自身は知らないということなんですか。

知らないです、はい。

課の中に、存在してるかもしれないということではあるんですか。

分からないですね。

乙第2号証（板橋区ホタル生態環境館のホタル等生息調査結果と元飼育担当職員の報告数との乖離について（報告））を示す

乖離報告書、乙2の13ページ、写真①、ホタル生態館に運ばれた蛍、25年6月7日撮影、これは、あなたが撮影したものですか。

いや、私、撮影してないです。

してない。

はい。

じゃ誰が撮影したものですか。

私の記憶では、飯田という職員ですね。

そのときに、あなたは一緒にいましたか。

いません。

次に、15ページの写真①、生態館に運ばれた蛍、さっきのと一緒だと思う、平成25年6月、これは、あなたが撮影したものですか。

いや、してないです。これ同じ写真で飯田。

やっぱり飯田さんですね。

はい。

乙2の16ページの写真②、ホタル生態環境館に運ばれた蛍、25年6月7日撮影、これは、どなたが撮影したんですか。

飯田だと、私そこにいないんですが、聞いた話だと飯田。

全くここには、いなかった。

私いません、はい。

この写真の件について、飯田さんから聞き取りを行ったりしましたか。

聞き取りを行っ・・・私のほうではしてないですけど、それについて

覚えてる範囲であれば、ちょっと質問の意図と合ってるかどうか分かんないですけど、過去そのときは井上課長から、ホテル館に行ったときは、何か変わったものがあれば写真を撮れという指示を受けて、飯田が行ったときに写真を撮ったっていうふうには聞いてます。

これって、この乙2号証の13ページ見ると、某神社担当者が持ってきたもので云々ということを書いてあるんですけども、これ飯田さんが蛍の、神社から持ってきた蛍の仕分けを手伝った際に、撮ったものだということは聞いてませんか。

私が聞いている範囲では、その写真を撮ったときは、仕分け作業という認識ではないと思います。あくまでもその箱が届けられてあって、ちょっと何だろう、これ、分かんないっていうところで写真を撮ったと。ということを、飯田さんがあなたに言ってたということですか。

そういう、写真は、たしか当日に撮ってきたのを見た記憶はありますので。

累代飼育についてちょっとお聞きします。乖離報告書に関してちょっと確認なんですけれども、基本的にその生息調査をしてヒアリングをしてDNA調査をして、その結果、累代飼育を否定したというような大まかな流れとしてよろしいですか。

それ作成かかわってないので・・・恐らくそういう流れだ、そうですね、あり方検討があつて、蛍の施設の生息数を調べて、その中で乖離が発覚したので、それについて調べてっていうところだと思いますね。平成26年1月27日の生息調査では2匹蛍が発見された、ゲンジボタルが2匹発見されたというふうにされてるんで、そのこと自体は御存じですか。知ってます。

その2匹って、DNA調査に使用しましたか。

ちょっと認識としては記憶にないんですけど、6月中は、採取した蛍

は全て飼育を目的にしていたので、一つの箱に入れてしまったんですね。要するに採卵させるために。そこで混ざってしまうと、断定はできないのかもしれないです。

平成26年1月27日に採取された2匹の蛭って、どういうふうに保存しましたか。

調査して、その後はしばらくせせらぎの中に、小さい30センチくらいですかね、の水槽にその蛭が住みやすい環境を作って、そこに蛭が入ってました。ある時期になって、私の記憶だと、上陸水槽、上陸の準備をするために上陸水槽を自然教育センターは作って、そこに上陸できる準備を作って蛭を入れたと思ってます。

つまりそれおっしゃってることは、その2匹は隔離されてたのか、それとも、ほかと混ぜちゃったのかということを知りたかったんですけれども。

はっきりと分からないんですけど、最初は隔離してましたが、上陸の関係で、その水槽入れたままだと上陸できないので、上陸水槽っていうものに入れたように記憶してます。

環境課の中としては、例えば生息調査のときにつかまえた2匹をそのままDNA調査に使えば、それは一番正確な結果が出るというような話って出なかったんですか。

当初、私の記憶では、6月の中旬ぐらいに、そのDNAの勉強しに行きました、鈴木先生のところにですね。6月の下旬か7月・・・6月の下旬ですかね、に日本自然教育センターに対して、DNAの調査を行いたいので、飼育場所とか飼育日ごとに管理してくれという話をしましたので、あと平成・・・。

生息調査でつかまった2匹をDNA鑑定というか、DNA調査で使ったほうが、きちんとしたDNAが、DNA分布が分かるんじゃないかというような議論は出なかったのかという質問です。

分かりました。当初は先ほど申したように、繁殖をメインをしておりましたので、隔離した飼育はしておりませんでした。なので、DNAって目的は、最初はなかったの、そういう状況です。

結局、最終的に2匹は、ごちゃごちゃになっちゃったということでもいいんですか。

混ぜたということ、はい。

次に、DNA調査をやったやり方についてお聞きします。DNAの使った検体について、この検体の収集って誰が行いましたか。

環境調査係長・・・検体、送ったやつですか。

そうですね。

足を採取して送ったものは、足の採取については、板橋区の環境調査係長がやっております。

係長がやったんですか。

環境調査係長ですね、はい。

係長がやって、あなた自身は見てましたか。

私は、検体の足の採取等にはかかわってないです。

そういうような話、そういうようなことを、課の認識として共有してるということなんですか。

全体ではないと思いますね。DNAについてはみんなに大きく公表等してないと思いますね。

収集した検体の管理というのは、誰がやりましたか。

2種類ありまして、まずその死亡個体の回収、蛍が死んだときの回収につきましては、飼育している自然教育センターさんに任せておりました。そこからホルマリン漬けにして、何ですかね、保存しておくところが教育センターですね。その後、先ほど言ったとおり、採取が板橋区のほうですね。検体、足の。

先ほどセンターの管理について、これ管理の報告書とかの提出受けてましたか。

死亡個体の管理ですか。

そうです。

死亡個体の管理については、逐一は報告は出てませんが、上司から日付ごと分かるようになって言われてたので、都度、なってるかどうか確認はしましたし、実際にあるかどうか私見たことはあります。最後に、乙47号証のさっきの回答書なんですけれども、そこで結局、平成26年、ホテル生態環境館に存在してた蛍については、累代飼育を実施してたと評価することは困難であるというようなことが、一番最後に書いてあるんですけれども、これ結局、前提とした蛍というのは、生息調査後に持ち込まれた蛍なんですか、それとも夜間公開前に持ち込まれた蛍と、環境課としてはどう考えてるんですか。

持ち込みが分からないですね。

結局、分からないということなんですか。

あくまでも26年度に成虫として羽化した蛍がDNA検査した結果、大熊町方面のものでなかったということで、関西のほうしか出なかったのだから、累代はできてないと、そのときについては、その蛍がないっていう認識でしかありません。

結局、夜間公開前の持ち込みだとか生息調査後の持ち込みというのは不明で、その不明なところを調査したら、そういう結果が出たというところよろしいですか。

そうですね、生息調査後、ホテル館、特に見学ができますので、どの建物も入れますし、その事前の持ち込みも、できようと思えばできますし、どの段階でもできたとは思いますが、いつかって私には分からないですね。

原告（反訴被告）代理人（渡邊）

甲第127号証（管理記録）を示す

これ、ごらんになったことありますか。

はい、あります。

自然環境センターが作った水質検査結果ですね。

はい。

ここには、1枚目には測定時間、気温、水温、pHというのがありますね。

はい。

2枚目見ると、DOというのが出てくるんですけども、DOを含めると、項目としては気温、水温、pH、DOと、溶存酸素ですね、こういったものになってるんですけども、こういった水質検査結果について、環境課としてはチェックをしましたか。

あくまでも報告書としてもらってるので、環境課としてはその中身を確認して、正式に問題ないというふうな認識だと思います。ただ、私はちょっと専門知識がないので、数値のほうまで私は見ていないです。そうすると、この水質検査の結果を専門的にチェックできる環境課のどなたがチェックしたんですか。

誰かと言われると、私は分かりません。ただ、当時の課長は化学職だったので、そういうふうに見てたのかなとは認識しています。

井上課長のことですか。

はい。

溶存酸素については、2枚目から見ても、毎日全然チェックされてませんね。

はい。

pHの動きも、かなり激しくなってることが分かりますよね。

はい。

こういったことについて、問題があるとはお考えになってなかったんですか。

こういった水温とかペーハーとかにつきましては、あくまでも何か数値上の問題があったときは、日本自然教育センターのほうで何かしらの幅を持ってるという認識があるんですね。深くから蛍の事務を、飼育をしてるので、問題があれば電話が来たという認識ですので、そういったふうに見ておりました。

阿部さんのときには、先ほど示した以外のさまざまな水質の検査、項目が多くあったということは御認識ですか。

私その受領事務はしてないから分からないですけど、見たことはあります。

かなり多かったですよね。

そうですね、何項目かは覚えてないですけど、あったと思いますね、はい。

そういう項目がなくなってることについて、環境課は何の問題も感じなかったんですか。

そうですね、特には、はい。

被告（反訴原告）代理人（阿部）

平成26年1月27日の生息調査以降、検体とされた、DNA検体とされた蛍を採取するまでの間に、自然教育センターが蛍を外部から持ち込むという可能性については、どういうふうにお考えなんですか。

自然教育センターが持ち込むっていうことは、私はあり得ないと思っています。自然教育センター自体もいろんな区の、ほかの自治体ですね、業務を受託しておりまして、板橋区のほうも業務を委託するときに、板橋区の蛍は、当時ですね、累代をしてる、25代累代してる蛍だから、これを守ってほしいというふうにお願いしておりました。DNA

検査については、鈴木先生の論文が2009年ぐらいに出たと思います。そういうことを考えると、蛍業界では、ゲンジボタルについてはDNA検査すれば出身地が分かるっていうような認識はあったと思います。検査自体も30万ぐらいでできるものなので、25検体で30万ぐらいですね。1000万とか1億円かかるわけではないので、区の業務を受託してる自然教育センター、ほかの区からも受託してる中で、そういった何か持ち込んだ場合に、発覚した場合に、社会上の信用が失われてしまうと思うんですね。そういったところを考えると、そもそも動機、持ってくる動機も分かりませんし、そういったリスクも背負うようなことは、しないんじゃないかなというふうに私は思っています。

以上